

「酒類における有機等の表示基準」の改正案の一部修正（案）

1 使用できる食品添加物の追加又は削除

有機農産物加工酒類に使用できる食品添加物について、次の品目を新たに追加し又は削除する。

(追加)

- ・タンニン（清澄剤：酒類の透明度の向上、混濁発生の予防）
（注）新たに「タンニン」を追加することに伴い、これに含まれる「柿タンニン」を削除する。
- ・グアーガム（清澄剤の副剤：清澄剤の機能を効果的に発揮）
- ・パーライト（濾過助剤：濾過操作の容易化）
- ・酵母細胞壁（酵母発酵助成剤：発酵の助成・促進）

(削除)

- ・ピロ亜硫酸カリウム（酸化防止剤：品質劣化の防止）

2 原材料の使用割合の計算方法の修正

有機原材料の使用割合（95%以上の場合「有機農産物加工酒類」の表示が可能）の計算において、加工助剤の重量を分母の原材料の重量から除外する旨の修正をする。

(参考) 一定の経過措置を設定する方向で検討する。

食品添加物整理表(当初案からの追加又は削除の検討)

(1) パブリックコメントにおいて追加意見のあった食品添加物(16品目)

| 物 品 名 | 主な用途 | 使用される酒類 | 有機JAS | コーデックス | 検 討 結 果 |
|---------------------|-------|---------|---|--------|---|
| タンニン ^(注) | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | ① 有機JAS規格又はコーデックス基準において使用が認められていること ② 現行の表示基準においては、「その他の食品添加物」に包含されるとの整理のもとに、使用可能な物品であることから、掲名が適当と認められる。 |
| グアーガム | 酵素の副剤 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| パーライト | 濾過補助 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 酵母細胞壁 | 発酵助成 | 全酒類 | — | ○ | |
| 酵母エキス | 発酵助成 | 全酒類 | 一 般 飲 食 物 添 加 物 に 包 含 され る と 考 え ら れ る 。 | ○ | 改正案(原案)の「一般飲食物添加物」に包含され、引き続き使用が可能であるため、個別の掲名は不要と認められる。 |
| 不活性酵母 | 発酵助成 | 全酒類 | | ○ | |
| コラーゲン | 清澄 | 全酒類 | | ○ | |
| ゼラチン | 清澄 | 全酒類 | | ○ | |
| エンドウたんぱく | 清澄 | 全酒類 | | ○ | |
| 食塩 | 発酵助成 | 全酒類 | | ○ | |
| チアミン塩酸塩 | 発酵助成 | 全酒類 | — | — | 有機JAS規格及びコーデックス基準において使用が認められていない物品であることから、掲名しないことが適当と認められる。 |
| リン酸アンモニウム | 発酵助成 | 全酒類 | — | — | |
| 硫酸アンモニウム | 発酵助成 | 全酒類 | — | — | |
| リン酸二水素カリウム | 発酵助成 | 全酒類 | — | — | |
| 微小繊維状セルロース | 清澄 | 全酒類 | — | — | |
| 活性白土 | 清澄 | 全酒類 | — | — | |

(注)新たに「タンニン」を追加することに伴い、これに包含される「柿タンニン」を削除する。

(2) パブリックコメントにおいて削除意見のあった食品添加物(3品目)

| 物 品 名 | 主な用途 | 使用される酒類 | 有機JAS | コーデックス | 検 討 結 果 |
|----------------|------|-----------|-------|--------|--|
| L-アスコルビン酸ナトリウム | 酸化防止 | ビール等、果実酒等 | 掲名 | — | 有機JAS規格において使用が認められていることから削除しないことが適当と認められる。 |
| アラビアガム | 酒質保全 | 果実酒、甘味果実酒 | 掲名 | 掲名 | |
| 木灰 | 酸度調整 | 雑酒(みりん類似) | 掲名 | 掲名 | |

(3) 食品添加物全般の検証の結果、削除が適当と認められる食品添加物(1品目)

| 物 品 名 | 主な用途 | 使用される酒類 | 有機JAS | コーデックス | 検 討 結 果 |
|-----------|------|-----------|-------|--------|--|
| ピロ亜硫酸カリウム | 酸化防止 | ビール等、果実酒等 | — | — | 有機JAS規格及びコーデックス基準のいずれにおいても使用が認められていないこと等を考慮すると削除することが適当と認められる。 |

食品添加物整理表(第7回酒類分科会審議対象物品)

(1) 追加することとしている食品添加物(17品目)

| 物品名 | 主な用途 | 使用される酒類 | 有機JAS | コーデックス | 掲名の理由 |
|----------------|--------|-----------|-------|--------|---|
| カラギナン | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | ① 有機JAS規格又はコーデックス基準において使用が認められていること ② 現行の表示基準においては、「その他の食品添加物」に包含されるとの整理のもとに、使用可能な物品であることから、掲名が適当と認められる。 |
| 木灰 | 酸度調整 | 雑酒(みりん類似) | 掲名 | ○ | |
| L-酒石酸水素カリウム | 酒質保全 | 果実酒、甘味果実酒 | 掲名 | ○ | |
| アルギン酸ナトリウム | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| アラビアガム | 酒質保全 | 果実酒、甘味果実酒 | 掲名 | ○ | |
| ベントナイト | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| ケイソウ土 | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 二酸化珪素 | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 活性炭 | 清澄 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 窒素 | 酸化防止 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 酸素 | 発酵助成 | 全酒類 | 掲名 | ○ | |
| 酵素 | (包括規定) | | 掲名 | ○ | |
| L-アスコルビン酸ナトリウム | 酸化防止 | ビール等、果実酒等 | 掲名 | — | |
| 炭酸ナトリウム | 酸度調整 | 全酒類 | 掲名 | — | |
| 炭酸水素ナトリウム | 酸度調整 | 全酒類 | 掲名 | — | |
| 炭酸カリウム | 酸度調整 | 全酒類 | 掲名 | — | |
| 一般飲食物添加物 | (包括規定) | | 掲名 | — (注) | |

(注)「一般飲食物添加物」としては掲名されていないが、包含される個別の物品の中には掲名されているものがある。

(2) 削除することとする食品添加物(2品目)

| 物品名 | 主な用途 | 使用される酒類 | 有機JAS | コーデックス | 削除の理由 |
|-----------|--------|---------|-----------------------|--------|---|
| 卵白 | 清澄 | 全酒類 | 一般飲食物添加物に包含されると考えられる。 | 掲名 | 追加を予定している「一般飲食物添加物」に包含されるもの。 |
| その他の食品添加物 | (包括規定) | | — | — | 有機JAS規格において、改正により使用できる食品添加物のリストから削除されたもの。 |

※ 「酵素」・・・ α アミラーゼ、セルラーゼ、パパイン、プロテアーゼ等の酵素剤

「一般飲食物添加物」・・・ぶどう糖、食塩、カラメル等の一般に食品として供されるものであって、添加物として使用されるもの。

※ 「その他の食品添加物」・・・①当該酒類の製造上必要不可欠であること、②当該酒類の品質の安定性を保持すること、③消費者の判断を誤らせるおそれのないこと、④天然物質又は天然物質に由来し、化学的に合成された物質を添加していないこと。